

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 - 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分

1 この届出書の用途

(1) この届出書は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、法第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類（個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類）を提出する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。

(2) この届出書は、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結法人が連結確定申告書に添付する個別帰属額及びその計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「個別帰属額を記載した書類」として使用します。

なお、連結子法人分は、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七を使用してください。なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。また、(2)の場合（連結確定申告書の添付書類）に作成する連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書への添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項				
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">同非区分</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	同非区分	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	別表一の二(一)の「同非区分」に表示する連結親法人の区分を表示します。	この欄は、各連結法人の「同非区分」を表示するものではなく、連結親法人の「同非区分」を表示するものです。
同非区分	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
「旧所在地及び旧法人名」	当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には、旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。					
「 税務署処理欄」		記載しないでください。				
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">別表等送付要否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	別表等送付要否	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が不要な場合には「否」欄に をします。</p> <p>なお、現在、「送付不要」としている連結法人が、翌連結事業年度以降、個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付が必要となった場合には「要」に をしてください。</p>		
別表等送付要否	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>				
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">税理士法第30条の書面提出有</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	税理士法第30条の書面提出有	<input type="radio"/>	税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する書面を届出書に添付する場合には、 をしてください。			
税理士法第30条の書面提出有	<input type="radio"/>					
「連結事業年度分の申告に係る届出書」	<p>空欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 連結確定申告に係るもの.....「連結確定」</p> <p>(2) 連結確定申告の修正申告に係るもの...「修正連結確定」</p> <p>(3) 期限後申告に係るもの.....「期限後連結確定」</p> <p>(4) 更正に係るもの.....「更正申告」</p> <p>(5) 決定に係るもの.....「決定申告」</p>	(4)又は(5)の場合には、空欄に「更正」又は「決定」と記載するとともに、左のように「申告」を二重線で消してください。				
「個別リース特別控除取戻税額5」	法第4条の5第1項《連結納税の承認の取消し等》の規定により法第4条の2の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により加算する	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。				

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>こととされている金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載してください。</p> <p>措置法第68条の9第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）</p> <p>措置法第68条の10第5項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）</p> <p>措置法第68条の11第7項（連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額）</p> <p>措置法第68条の12第7項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備に係る法人税額）</p> <p>措置法第68条の13第4項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額）</p> <p>措置法第68条の14第7項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額）</p> <p>措置法第68条の15第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）</p>	
<p>「連結法人税個別帰属額計10」</p>	<p>その連結法人につき措置法第68条の67第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。</p>	<p>この場合、「個別控除税額11」及び「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額12」の欄の記載に当たっては、この外書きをした金額を「10」に含めて計算します。</p>
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」及び「この届出が修正申告等によるものである場合」の各欄の外書</p>	<p>法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をした法人税の額（その連結法人に帰せられるものに限ります。）で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」</p>	<p>修正申告をする場合において、法第81条の31第4項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する法第80条第6項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付をする金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額（その連結法人に帰せられるものに限ります。）を含めて記載します。</p>	
<p>「連結親法人が中小法人の場合」の各欄</p>	<p>連結親法人が法第81条の12第2項（中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受ける場合に記載します。</p>	
<p>「算出連結法人税個別帰属額 $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は $(25) \text{の} 24\% \text{相当額}$」28」</p>	<p>連結所得の金額がない連結事業年度にあっては、$(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は」を消し、それ以外の連結事業年度にあっては「又は $(25) \text{の} 24\% \text{相当額}$」を消して記載します。</p>	

